

沖縄県PTA連合会共済事業運営委員会に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 沖縄県PTA連合会が定款第4条第6号に規定する共済事業を行うために必要な手続、方法、その他の事項について定め、沖縄県PTA連合会（以下「県P」という。）の共済事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(被共済者)

第2条 沖縄県内の公立小・中学校等に在籍する児童生徒、保護者、教職員、児童生徒の親族並びに県P又はPTA・青少年教育団体共済法第3条に規定する特定関係団体（以下、「特定関係団体」という。）が主催する活動の実施に必要な指導者及びこれらの活動の支援者を被共済者とする。

(委員会の設置)

第3条 共済事業の運営の円滑化のため、共済事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）及び共済事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 共済事業運営委員会・審査委員会の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(共済事業を行う区域)

第4条 本規程における共済事業を行う区域とは県P又は特定関係団体が沖縄県内及び国内外に於いて主催又は他と共催する事業の区域を言う。

第2章 共済事業

(共済事業の種類)

第5条 県Pが行う共済事業の種類は、次のものとする。

- (1) 被共済者が、県P又は特定関係団体が沖縄県内及び国内外に於いて主催又は他と共催する事業に参加し、災害を被った場合における共済金給付に関する事業。
- (2) 県P又は特定関係団体の事業支援、被共済者の健康・安全に関する事業への支援事業。
- (3) 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業。
- (4) 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業。
- (5) 学校が主催する活動における被共済者（第2条に定める）の災害に係る共済事業。
- (6) 前各号に付帯する事業。

(共済掛金等)

- 第6条 共済掛金額は、共済事業を毎年4月1日～翌年3月末日までを1事業年度とし、被共済者1世帯につき1事業年度金150円の支払を受けるものとする。
- 2 1の災害につき、1人の被共済者あたり金400万円の共済金を上限として支払うものとし、金額の決定は運営委員会が行うものとする。
 - 3 1事業年度において、支払を受ける共済掛金の総額はP T A・青少年教育団体共済法第五条第二項の規定に従う。
 - 4 共済掛金及び準備金の計算方法は別に定める。

第3章 共済契約

(加入手続)

- 第7条 児童生徒等は沖縄県内の公私立小・中学校に入学と同時に、当該児童以外の被共済者も、児童の入学と同時に入会したものとみなし、県P共済事業に加入申込書を提出することにより加入手続の完了とする。

(共済掛金の納入)

- 第8条 被共済者は、入会后、共済掛金を毎年4月1日～6月末日までに県Pの指定する金融機関の口座に振り込むものとする。但し、期限内に振込みのない場合は、被共済者の地位を失う。

(共済金の給付)

- 第9条 共済金給付を行う場合は、災害報告書、医療報告書、診断書、戸籍謄本等を添付した支払請求書の提出を受け、審査委員会がこれを相当と認めた時、被共済者(請求者)に対して、共済掛金の納入済みの確認後、届け出られた金融機関の口座に振り込んで、共済金給付を行なう。

(退会)

- 第10条 児童生徒等が沖縄県内の公私立小・中学校等に在籍しなくなった時、又は県外へ転校したときは退会したものとみなす。

(共済掛金の払戻し)

- 第11条 被共済者が、共済掛金の払戻しを求めた場合、県Pは運営委員会の決定に従いこれに応ずるものとする。但し、払戻しに関する手数料は、支払いを求めた者の負担とする。

(共済契約の無効)

第12条 児童生徒等の入学と同時に入会したものとみなされたものの、県P共済事業に入会申込書を提出せず、また、加入手続はしたものの毎年の共済掛金を支払わないときは第7条の規定に拘わらず、共済契約は無効とする。

第4章 委員会

(運営委員会の任務)

第13条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案に関する事項
- (2) 共済金の給付に関する事項
- (3) 損害保険会社との契約締結に関する事項
- (4) 準備金積立に関する事項
- (5) 審査委員の承認、共済事業の運営に関する事項

(運営委員会の定数)

第14条 委員会に、次の委員をおく

- (1) 委員長 1名 (県PTA連合会会長をあてる。)
- (2) 副委員長 1名 (県PTA連合会副会長をあてる。)
- (3) 委員 24名以内 (県PTA連合会副会長、県PTA連合会事務局長及び理事)
- (4) 監事 1名以上

(審査委員会の任務)

第15条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 共済金請求書の審査
- (2) 共済金の給付額の査定
- (3) 賠償責任の有無
- (4) その他、共済金審査に関すること。

(審査委員会の定数)

第16条 審査委員会に、次の委員をおく

- (1) 委員長 1名 (県PTA連合会会長をあてる)
- (2) 副委員長 1名 (県PTA連合会副会長をあてる)
- (3) 委員 9名以内 (県PTA連合会副会長、県PTA連合会事務局長及び学識経験者)
- (4) 監事 1名以上 (遂行の知識、経験、社会的信用を有する者の中から委員

長が委嘱する。)

第5章 再審査及び権利の消滅

(再審査の請求)

第17条 被共済者は、共済金の支払に関して不服のある場合は、委員会に対し再審査を請求することができる。ただし、請求の時期は、共済金支払後60日以内とする。

- 2 委員会は、前項の再審査の請求があった場合は、60日以内に再審査を行わなければならない。

(共済権利の消滅及び特別猶予期間)

第18条 共済契約者が、本会を脱退したときは、退会した時点においてその者の地位は消滅するものとする。

- 2 共済契約者が、共済掛金を滞納した場合は、滞納開始の日から30日間を特別猶予期間とし、その期間中に掛金の支払いがあれば、被共済者の地位を失わない。

第6章 共済掛金・共済金の増減

(共済掛金の増額等)

第19条 本会は、異常危機等の発生により共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、かつ、委員会が特に必要であると認めたときは、総会の承認を経て臨時に共済掛金の増額及び特別徴収を行うことができる。

(異常時の共済金一部増減)

第20条 共済金の支払額が当該共済掛金収入額の5割以上を超えた場合であって、委員会が特に必要であると認めたときは、総会の承認を経て共済金の一部を減額することができる。